

第 9 次  
八幡浜市交通安全計画  
(案)

(平成23年度～平成27年度)

～交通事故のない八幡浜を目指して～

八幡浜市交通安全対策会議

# ま え が き

車社会の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

これに基づき、昭和46年度以降、8次にわたる愛媛県交通安全計画が示され、同時に八幡浜市においても交通安全計画を作成し、国、県、市、関係民間団体等が一体となって交通安全対策を実施してきた。

その結果、本市では、211件の交通事故が発生し、261人の死傷者を出した昭和48年の「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、第8次八幡浜市交通安全計画の最終年となる平成22年中においては、交通事故発生件数が130件、死傷者数も162人まで減少した。

これは、国、県、市、関係民間団体のみならず市民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられる。

しかしながら、未だに多数の道路交通事故が発生しており、事故そのものを減少させることが強く求められている

言うまでもなく、交通事故の防止は、国、県、市、関係民間団体だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全で安心して暮らせる快適な八幡浜を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

この八幡浜市交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、平成23年度から27年度までの5年間に講ずべき陸上の交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この八幡浜市交通安全計画に基づき、国の関係行政機関、県及び市においては、交通の状況や地域の実態に即して、陸上交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

八幡浜市交通安全対策会議

## 目 次

計画の基本的な考え方	1
第1章 道路交通の安全	4
第1節 道路交通事故のない八幡浜を目指して	4
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	4
1 道路交通事故の現状	4
2 道路交通を取り巻く状況の展望	5
3 道路交通事故の見通し	5
II 第9次交通安全計画における目標	5
III 今後の道路交通安全対策を考える視点	6
1 高齢者及び子どもの安全確保	6
2 歩行者及び自転車の安全確保	7
3 生活道路及び幹線道路における安全確保	7
第2節 道路交通の安全について講じようとする施策	9
1 道路交通環境の整備	9
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	9
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	10
(3) 交通安全施設等整備事業の推進	11
(4) 効果的な交通規制の推進	12
(5) 自転車利用環境の総合的整備	12
(6) 高度道路交通システムの活用	12
(7) 災害に備えた道路交通環境の整備	13
(8) 総合的な駐車対策の推進	14
(9) 道路交通情報の充実	14
(10) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	15
2 交通安全思想の普及徹底	15
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	16
(2) 効果的な交通安全教育の推進	20
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	20
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	23
(5) 住民の参加・協働の推進	23
3 安全運転の確保	23
(1) 運転者教育等の充実	23
(2) 安全運転管理の推進	24
(3) 交通労働災害の防止等	25

(4) 道路交通に関連する情報の充実	25
4 車両の安全性の確保	25
(1) 自動車点検整備の充実	25
(2) 自転車の安全性の確保	26
5 道路交通秩序の維持	26
(1) 交通の指導取締りの強化等	26
(2) 暴走族対策の強化	26
6 救助・救急活動の充実	27
(1) 救助・救急体制の整備	27
(2) 救急医療体制の整備	28
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	29
7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	29
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	29
(2) 損害賠償の請求についての援助等	29
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	30
第2章 鉄道交通の安全	31
第1節 鉄道事故のない八幡浜を目指して	31
第2節 鉄道交通の安全について講じようとする施策	31
1 鉄道交通環境の整備	31
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	32
(2) 運転保安設備等の整備	32
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	32
3 鉄道の安全な運行の確保	32
(1) 運転士の資質の保持	32
(2) 気象情報等の充実	32
(3) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	33
4 救助・救急活動の充実	33
5 鉄道事故等の原因究明と再発防止	33
第3章 踏切道における交通の安全	34
第1節 踏切事故のない八幡浜を目指して	34
第2節 踏切道における交通の安全について講じようとする施策	34
1 踏切道の立体交差化、構造の改良 及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	34
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	34
3 踏切道の統廃合の促進	35
4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	35